



奄美市住用町にある住用川のマングローブ林をスタンドアップパドルでクルージング 撮影：和田知彦

新型コロナウイルスは様々な変化を強制しました。直接の接触をなるべく避けるよう求められる社会の中、生活様式の変化が叫ばれ、ITが生活の中に不可欠に入ってくるようになりました。日本も、今まで以上に、ITリテラシーと真正面から向き合わざるを得ない状況です。

当事務所でも、テレワークやZOOM等のウェブ会議を利用した打ち合わせを実施し、裁判所でも、Teamsを使ったウェブ上での期日が増えていきました。また、このようなビジネスの世界だけではなく、普段の生活でもITが必要とされる機会は非常に増え、例えば、去年、帰省はオンラインで行うことが求められ、また、新型コロナウイルスのワクチンの予約でさえ、インターネットが使えることが前提になっています。

今やITリテラシーなく生活することが、徐々に難しい時代になってきています。2020年度から全ての小学校でプログラミング教育の必修化も始まっており、これからの子ども達は当然のようにITに関する深い知識・経験を持って育つことになるため、IT化の波はより一層押し寄せてくることになるかと思えます。

ただ、いくらITが発達しようとも、ウェブでの会議は、まだまだ直接の会話には劣りますし、それだけではなく、直接の会話・接触がウェブ上では決してなし得ない意味や効果を有する場面も多々あります。このような直接の接触の大事さ・有意義さは、いつの時代になっても変わることはないかと思えます。

このような時代だからこそ、これからは、直接の接触の機会を大事にしつつ、ITで足りる部分とITでは足りない部分の境目を見極め、それらをうまく使い分けることが求められているように思います。その使い分ける力こそが新しいITリテラシーに繋がるのではないのでしょうか。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所 弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子 弁護士 齊藤優摩 弁護士 黒田祐史 弁護士 室谷悠子 弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子 弁護士 池田健人 弁護士 中江友紀 弁護士 満村和樹

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 和田知彦／事務局一同



# コロナの影響と 当事務所の取り組み

弁護士 中江 友紀

昨年1月6日、中国武漢で原因不明の肺炎が発生。対岸の火事だと思っていた約1年半前には、世界がこれほどまでそのウィルスに脅かされることになるとは思ってもみませんでした。

新型コロナウイルス感染拡大と、これに伴う緊急事態宣言は、日本の経済活動に大きなショックを与えましたが、裁判所や法律事務所もその例外ではありません。本稿では、新型コロナウイルス感染拡大の司法分野に対する影響と、当事務所における取り組みについて振り返りたいと思います。

## 1. 民事裁判手続への影響

昨年4月7日、当時の安倍首相は、7の都府県に緊急事態宣言を発出しました。4月16日には、その対象が全国へと拡大し、人との接触を「最低7割、極力8割削減」することが訴えられました。これを受けて、全国の裁判所で裁判期日が軒並み取り消され、宣言後に再指定されることになりました。通常であれば1か月から1か月半の間隔で指定される期日が、3か月先、ひどい場合には半年先になることもありました。

一方、今年の1月、4月に発出された2回目、3回目の緊急事態宣言では、裁判所の業務は停止しませんでした。とはいえ、弁護士が裁判所に行く機会自体が増えたようには感じていません。なぜかというところ、裁判所がMicrosoft Teamsを用いたWeb会議システムを積極的に導入するようになったのです。コロナの感染拡大前から裁判手続のIT化が進められており、昨年2月3日から、東京地裁本庁、大阪地裁本庁、名古屋地裁本庁など一部の裁判所で、Web会議を利用した争点整理の運用が順次開始されています。コロナの感染拡大と緊急事態宣言は、裁判手続のIT化をいわば後押しした形といえるでしょう。今ではかなり一般的にWeb会議システムを用いた裁判期日が開かれています。

ただし、Web会議を利用できるのは、本庁に係属している案件に限られ、また、Teamsの接続状態が不安定な時があるなど、快適なIT化までは道半ばのようです。

## 2. 家事調停手続への影響

家庭裁判所では、調停手続が事件処理の多数を占めます。

調停は、当事者が交代で調停室に呼ばれて調停委員と話すという点に特徴があります。そのため、まとまった時間の確保が必要で、事件処理のテンポアップが困難です。また、本人の出席が原則のため、出席当事者数も多くなり、密を回避するために調停室として使用している部屋を待合室として開放する等の対応も強いられているようです。

このようなことから、大阪家庭裁判所本庁では、従来は午前・午後の2枠制で、1枠あたり2時間から2時間半の時間を確保していたところを、1枠あたり1時間20分とし、午前1枠、午後3枠を設ける運用に変わりました。1枠当たりの時間は少なくなるものの、確実に事件処理数を増やそうとしています(堺支部は1枠90分制等、各家庭裁判所によって対応は異なります)。ただし、1枠の時間が短いと、双方の意見・主張を聴取するところで終わってしまい、実質的な協議は次回や期間に委ねざるを得ないことも多いようです。

## 3. 当事務所の取り組み

上記のように、司法分野の各機関が従来の運営を変更させることで、コロナとの共存を目指し努力しているところです。当事務所においても、クライアントの皆様や多くの関係者の方に安心してご相談いただくとともに、ウィズコロナ時代の法律事務所に求められる社会的使命を果たすため、以下の取り組みを実践しています。

### ①勤務体制の取り組み

弁護士、事務局問わず、事務所への出勤自体を減らすため、リモートワークを推進しています。リモートワーク推進のために肝心なのが、リモートワーク環境の整備です。当事務所では、執務室のパソコンを遠隔操作することができるリモートデスクトップを導入することで、弁護士だけでなく、事務局のリモートワークも実現することができました。また、個人のスマートフォンを事務所の多機能電話機と同様に使える、スマートフォン内線化アプリも導入しました。同アプリにより、仮に事務所が閉鎖になったとしても、スマートフォンを事務所の電話として使用することができます。さらに、クラウドで事件管理を行うシステムの導入プロジェクトも進めており、より一層のリモートワーク環境充実を目指しています。

既に定着しつつあるZoomを使ったWeb会議に関しては、Zoomを使ったことのない方にも、「ウェブ会議システム『Zoom』使用マニュアル」を作成・ご提供することで、Web会議のハードルを低くする努力をしています。

### ②設備面の取り組み

ご来所いただいた方は既にお気づきかと思いますが、エレベーターを降りてすぐの場所に、非接触型体温計を設置し、来所時の体温測定を推奨しています。

相談室には、デスク上にアクリル板衝立を全室設置し、

向かい合っただけの会話における飛沫感染対策を実施しています。また、気づきにくい点ではありますが、換気扇・換気口の整備工事をを行い、全室きちんと換気がなされるような状態も整えました。衛生上の観点から、紙パック入りの飲み切りのお茶をお出しするようにもしています。

他方、執務室では、もともと事務局のデスクはいわゆる「職員室型」で、左右に座っている人の顔が見える開かれた状態でした。そこで、プラスチック段ボールという軽量素材を購入し、手作りで簡易のパーテーションを作成・設置し、飛沫感染対策を施しました。さらに、換気状態の見える化のため二酸化炭素濃度測定器も設置し、厚労省が推奨する



## 奄美あすなろだより

弁護士 和田 知彦

### 世界自然遺産は奄美に何をもたらすのか

今年の5月、奄美の世界自然遺産登録に向けたIUCNの推薦書が出されました。いよいよ、今年の夏には世界自然遺産登録が決まるでしょう。

世界自然遺産登録に関するニュースは、全国ニュースでも大きく報じられ、奄美を特集するテレビ番組も多く放映されるようになり、奄美に対する注目はますます高まっています。テレビでも雑誌でも、アマミノクロウサギなどの固有種、そして、奄美の綺麗な海や森が紹介されています。

「奄美が世界自然遺産に登録される」と言われることがあります。これは、半分は本当で半分は間違いです。世界自然遺産に登録される「推薦地域」は分かり易く言えば森林地帯の一部だけです。ニュースでは海の映像が映し出されますが、海は含まれていません。世界自然遺産の推薦地域以外にもバッファゾーンを設けたり、それ以外にも国立公園にしたりもしてはいますが、開発はできません。

世界自然遺産登録を見込んで、水面下では特にこの1~2年の間にたくさんの奄美の土地が買われてきました。見方を変えれば、売られてきたとも言えます。新型コロナウイルスの影響で表面化していないところもありますが、今後、ホテルや別荘が山ほど建ち並ぶこととなります。サンゴ礁やマングローブが広がる川は観光客で溢れかえることになるでしょう。今後数年で、奄美の風景は一変していくと思います。おそらく、10年後の奄美の風景は今とはだいぶ違うものになるでしょう。

1000ppmを超えないかの確認も行っています。

有効かつ実現可能な取り組みは他にもたくさんあるかと思えます。本稿をお読みの皆様が実践しているコロナ対策があれば、是非教えていただけましたら幸いです。

当事務所職員とクライアントの皆様を含むすべての関係者の安全を確保しつつ、可能な限り業務を継続することによって、法的サービスの需要に持続的に応えていくことを目指して、今後も継続し得るウィズコロナ時代の法律事務所として十分な安全対策の取り組みを実践していきたいと思えます。



奄美市住用町 タンギョの滝 撮影：和田知彦

世界遺産とは、1972年に遡り、「顕著で普遍的な価値」があるものを「人類共通の宝」として後世に受け継ぐため、世界遺産条約が制定されて生まれたものです。「世界自然遺産」であれば、その自然を次の世代に受け継いでいくことを目的として登録するものです。本来、世界遺産は経済振興のための看板ではありません。しかし、地元の政治家やマスコミの論調をみているとそのように見ているとしか思えないところが多々見られます。どんなものにも浮き沈みというものがあり、歴史はその繰り返しでした。同じく鹿児島で世界自然遺産に登録された屋久島がそうであったように、一定期間、観光客は爆発的に増えて経済効果がもたらされますが、一定の期間が経過すればそれも減少傾向に転化していきます。奄美にもその時は必ず訪れるでしょう。

世界自然遺産が奄美に何をもたらすのか、その結果は、これから20年くらい経った頃に明らかになるのではないかと思います。その頃の時代を生きる私たちの子どもたちの世代、さらにはその先の世代に、今残されている自然遺産を残すこと、それが世界自然遺産の本来の目的なのではないでしょうか。





弁護士  
津田 浩克

## 巣ごもり

**未**だ続く巣ごもりの日々。早朝から仕事にかり、夜は読書、週末に里山散策という生活を続けています。やむを得ぬ仕事以外の遠出は激減。夜の読書は、島崎藤村の「夜明け前」や山田風太郎の「戦中派虫けら日記」「戦中派不戦日記」などなど。巣と言えば、この春友人から、果物

時計草の葉陰にメジロが営巣し無事雛が巣立っていったとの便りがあったのですが、先日その果物時計草から採れたパッションフルーツが送られてきました。開けたとたん、梅雨明けの南国の強い陽射しのなかに漂うあの強い香りが立ちこめました。夏本番、皆様、ご自愛ください。



弁護士  
池田 直樹

## 盗モロコシ事件

**今**年はトウモロコシが順調だった、7月1日までは。その日、害者は立ったまま全裸状態で発見された。カラスは穂をなぎ倒して実をもぎ取るから犯人ではない。犬のモモを呼んでみた。スイーと寄ってコーンではないか。お前か！しかし決定的な無実の証拠があった。芯のどこにも横向きの歯型がない！現場検証し

てみると周囲に直径10センチほどのすり鉢状のくぼみがあちこちに。スズメの砂浴び跡である。食べて洗ってチーチーパッパと歌ってさぞお祭りだったことだろう。わずかに残った雀の涙の2粒のコーンを口に入れてみる。ほのかに甘く苦かった。仕方がない、判決は無罪。雀(sparrow)はスーパーロー、超法規的だし、犯行後、足(羽?)を洗っているからである。



弁護士  
岩本 朗

## マスクdeラン

**コ**ロナ禍のもとでレースの中止が続き、モチベーションの維持に苦労していますが、昨年度よりも順調に走り込んでいます。それにしても、ランニング時のマスク着用は不快です。寒い季節は防寒も兼ねる感じでまだマシでしたが、気温が上がってくると、呼吸が苦しいうえに暑苦しくもあり、イヤになってきます。ランニング時の着用は必要ないとの意見もありますが、歩行者などに嫌な思いをさせたくないの、我慢して着用しています。学校の体育時に児童生徒が着用して体調を崩した事例が複数報道されています。マスクをしてランニングしていた50代の男性が倒れた、というニュースにならないよう、気を付けたいと思います。



弁護士  
黒田 祐史

## 出張授業

**大**阪弁護士会では、大阪府下の高校を対象に、弁護士を派遣して出張授業を行っています。先日、私は、高槻北高校のクラスで「薬物と少年事件」というテーマで出張授業を行ってきました。ここ5年ほど、少年事件、薬物事件ともにほとんど受任する機会がなかったの、過去の担当した事件を掘り起こしてレジュメ等の準備をするのは簡単ではありませんでした。ただ、準備を通して、最近、少年事件の薬物事件のうち大麻所持の事案は顕著に増加していることなど学ぶことも多かったですし、何より法教育の重要性を改めて意識する機会となりました。授業を受けていただいたことが高校生の将来に少しでも役に立ってくればと願う次第です。



弁護士  
平林 佳江子

## ?年越しの留学

**6**月末から渡米し、8月末からDuke大学ロースクールのLLM課程で勉強することになりました。長期で海外で学ぶことは、実は20代の頃からの夢でしたが、大学生の頃は経済的事情から留学を短期にとどめ、銀行退職後は在外公館派遣員に応募したものの外務省での最終面接で落ち、関学ロースクール在学中にも米国ロースクールへの留学を試みたものの第一希望に受からず等、自分の無計画さやその他様々な理由から30代後半の今に至るまで実現できていませんでした。今、慣れない海外生活がスタートしたばかりで戸惑いながらも、ようやく海外の大学院で勉強できる機会を得て、とてもワクワクしています。私の夢を一番近くで応援アメリカまで一緒に来てくれた夫と子ども、そして快く留学に送り出してくれた事務所のメンバーに感謝をし、頑張っていきたいと思います。



弁護士  
原 正和

## ひのとり

**先**日、近鉄特急「ひのとり」に乗りました。「移動時間を、最上のくつろぎの時間へ」とのコンセプトで大阪・名古屋間を走る、赤色の特急です(窓の部分は黒色)。私は全く「鉄ちゃん」ではありませんが、つり革広告を見て、これは一度乗ってみたいなと思い、高1の長女、小3の三女、そして70歳を過ぎた母親と一緒に、(特に用事はなかったのですが)名古屋まで「ひのとり」に乗りました。車両の外観も格好良いのですが、乗り心地もとても快適で期待通りでした。名古屋では、ベタですが、名古屋城を見学し、名物ひつまぶしを堪能しました。コロナ禍のため何かと制約の多い中ではありますが、子どもと母親との三世代の思い出作りが出来て良かったです。



弁護士  
室谷 悠子

## 出産を終え、復帰しています

**出**産でお休みをいただいておりますが、息子が保育園に入り、計画どおりにいかない乳児の育児(目下免疫獲得中。ウイルスと菌の餌食となりすぐ風邪を引きます)に翻弄されながら、みなさまのご依頼にも誠実に応えられるよう奔走しております。さて、文章はたくさん書きますが、このひとこと欄は、私にとって、内容に縛りがなく自由に書ける唯一の機会です。なので、みなさまへの近況報告とともに、その時々感じたこと、気になることの記録ともなっています。今、自分のフィールド以外で気になっているのは子どもと女性の貧困。長引くコロナ禍が弱い立場の者を追いつめていることに何とも言えない気持ちになります。気にしてるだけでは何にもならないので社会を変えるため少しでも応援できることを探しています。



弁護士  
池田 健人

## 大学での講義

**ご**縁あって今春からとある大学で「商取引法」という講義を担当しています。ただ、初年度ということもあり、事前の資料作成や90分間一方的に話し続けることの大変さを改めて実感しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、「Zoom」を利用したリモートでの講義が中心とはなっていますが、学生からの質問を通して私自身も新たな気づきを得ることができています。また、「商取引法」は司法試験の学習でどうしても疎かになってしまうジャンルであるため、この機に改めて一から振り返ることで、弁護士業務にも良い影響を及ぼしています。今後とも、弁護士業務だけにとどまらず、様々なチャレンジを続けていきたいと思っています。



弁護士  
石飛 優子

## 気分だけ旅行

**個**人や企業の所有するコンドミニアムや別荘を1日単位でレンタルできる仕組みがあるのをご存じですか。Vrboなど、インターネットサイトを通じて、予約することができます。以前、アメリカ旅行した際、友人らとシェアして一棟貸しの家をレンタルしたことがあるのですが、本当におススメです。5、6人でシェアすれば、リーズナブルな料金で、想像以上に豪華な家に宿泊できます。パーベキューグリルやプール、ホットタブ、ファイヤープレイスなどがついている家も多く、観光に行かなくても、家にいるだけで楽しめます。コロナ禍で1年半以上、海外旅行に行けていませんが、今はアメリカの友人と、Zoomの画面共有を使って、今度はどこに行こうか、このコンドミニアムはどうだろうか、と毎週話し合っています。インターネットサイトを見るだけで、現地に行った気分になり、とても楽しく、元気が出ます。



弁護士  
杉田 峻介

## 2050年カーボンニュートラルに向けて

**昨**年10月、菅首相は温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする目標を表明、今年3月には、地球温暖化対策推進法の改正案が閣議決定され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として法律上も規定されることになりました。加えて、今年4月のサミットで、政府は、温室効果ガスを2013年度比で46%削減する新目標も表明したところ。先進国の中では大きく遅れを取っていた日本でも、ようやく踏み込んだ目標が表明されたことは評価すべきことです。他方で、実際に目標を達成するためには、CO2の巨大排出源の廃止・抑制や再生可能エネルギーの大幅な導入拡大など、課題が山積しています。司法面でも、世界では、CO2排出削減に関する政府や事業者の責任を厳しく問う判決が相次ぐようになっています。脱炭素に向けて加速する世界の動きから学びつつ、引き続き、弁護士として、気候変動問題、再生可能エネルギーの拡大に鋭意取り組んでいきたいと思っています。



弁護士  
中江 友紀

## 弁護団活動

**自**死遺族弁護団として活動をしています。同弁護団は、自死により大切な人を亡くされた遺族に降りかかる固有の法律問題(相続、保証、労災、生命保険の不払い等)や、故人が抱える法律問題(負債、過労、自死によって生じた損害賠償義務等)の総合的な解決を目指す弁護団です。同弁護団の活動として、今年の3月には、24時間無料法律相談を行いました。所属弁護士で24時間のシフトを組み、電話やLINEで相談を受け付けるもので、私も8~9時間ほど電話に張り付いていました。電話番号が長時間に及ぶとさすがに疲れてしまうこともありますが、社会問題に向き合う大変意義のある活動だと感じており、今後も弁護団の一員として活動を続けていきたいと思っています。



弁護士  
齊藤 優摩

## Slack使ってみました。

**と**ある理由から、事務所内部の共有で「Slack」というアプリケーションを使ってみました。「Slack」とは、ビジネス用のチャットツールで、非常に便利と聞いていたため、昔から一度使ってみたくて思っていたのですが、今回使う機会があり、始めて本格的に事務所内の一部で使うことになりました。それまでは、事務所内部のやり取りは全てメールで行っていましたが、このツールを使うことによって、メールとは異なり、スレッドで表示されるため、現在のやり取りの状況等が一目でわかりやすく、評判通りの使いやすさでした。今後、別のチャットツールを使うことも予定されているため、Slackの利用は短期間で終わりそうですが、このような新しいツールは積極的に業務にも取り入れていきたいと思っています。



弁護士  
和田 知彦

## 内地との往来が無くなって

**島**では、本島のこと、特に東京や大阪のことを「内地」と言いますが、新型コロナウイルスの影響で、昨年来、内地に行くことがほとんどなくなりました。もう、東京の実家にもずっと帰っていません。東京に行き帰ってくることは、しようと思えばできますが、島に住んでいる人の意識としては、東京などに行き帰ってきたならば外には出ずに自粛するべきだというところがあり、そうすると仕事と両立しないのでなかなか帰ることができませんでした。今年のお盆も帰省はやめておこうと思っているのですが、そろそろワクチンも普及してきて、海外の動向を見ていると、ある程度安心して帰省できる状況になってくるのではないかと考えています。久しぶりに見る東京がどうなっているのか、行ってみたいところも色々あるので楽しみにしています。



弁護士  
満村 和樹

## ネットの紛争

**弊**所における業務分野は多岐にわたりますが、私個人宛に来る相談の8割程度はインターネット上の紛争に関連するものです。新型コロナウイルスの影響で、人々の社会生活・経済活動がネット社会に移行している今、当然人々や企業の紛争もネット上に(部分的にはあるものの)移行しており、弁護士の需要もまた然りということを感じます。もっとも、私はインターネットやそれを支える仕組みに関する専門家ではありませんので、日々これらの知識を習得することに重きを置いているつもりですが、なかなか一朝一夕にいくものではありません。粘り強く、専門的知識を蓄えていきたい所存です。





## 無事本業に復帰致しました

弁護士 岩本 朗

### 1 はじめに

昨年度1年間、大阪弁護士会の副会長を務めました。本年3月31日で任期を終え、元気に「本業」に復帰しております。1年間事務所を不在にすることにより、依頼者及び顧問先の皆様にもご不便・ご迷惑をお掛けしました。お詫び申し上げますと共に、ご理解ご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

### 2 副会長の生活？

大阪弁護士会の副会長は、建前としては非常勤なのですが、原則として弁護士会館（主に役員室）に詰めて弁護士会の業務執行にあたることとなります。このため、昨年度の私の基本的な生活は、朝8時半から9時までの間に会館に出勤し、会館が閉館になる21時前後まで会館で執務するというものでした。事務所での業務や裁判業務を完全に手放していたわけではありませんので、会館から裁判所（すぐ近隣にあります）に出頭したり、午前は事務所で打ち合わせ等をして午後から会館に入る、あるいは午後から又は夕方から事務所に戻って仕事をする日もありましたが、時間と予定のやりくりには大変苦労しました。

### 3 副会長の業務？

昨年度、いったい会館で何の仕事をしているのですか、という質問を何度か受けました。大阪弁護士会は、

裁判所の近隣に地上14階建の弁護士会館を保有しています。大阪の約4800名の弁護士全員が加入する強制加入団体であり、弁護士会自身が約100名の職員を雇用しています。予算規模も約20億円あり、副会長は、中小企業の専務・常務取締役のようなことをしていると説明すると理解していただきやすいでしょうか。

弁護士会自身が直営の法律相談センターを持っていますし、弁護士に対する資格上の懲戒処分を行う権限を弁護士会が持っていますので、これに関する業務があります。弁護士会は、弁護士法に基づき、官公署や民間企業等に対して照会を行う権限（弁護士法23条の2に基づく照会）を有していますが、これに関する業務も行っています。さらに、弁護士会内では、弁護士で構成する委員会活動やプロジェクトチームの活動が行われており、大阪の場合、委員会とPTをあわせると60を超える会議体が活動しています。7名の副会長は、分担して、委員会やPTの会議にも立ち会うこととなります。

このような各種活動及びこれに伴う各種決裁などをこなしていると、結局朝から晩まで会館で過ごすことになってしまうわけです。

### 4 副会長をする意味はあったのか？

弁護士業務に十分時間を使えない1年間は、一面ストレスフルではありましたが、弁護士の業務を支えている弁護士会の中核で仕事をする事で、弁護士の仕事や弁護士会についての理解が相当深まりました。弊所よりも規模の大きい組織のマネジメントを経験したことは、今後の私の人生にとって貴重な経験にもなりました。これらのことを、事務所のためにも、皆様のためにも、是非活かしていきたいと考えております。

## JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

詳しくは検索：「みどりの遺言」にて

9月18日13:30 「みどりの遺言」ウェブセミナー開催！

<https://midori-yuigon.peatix.com/>

### 2030年46%削減の重み

78億人の人口が地球にのしかかる人新世時代に、石炭火力発電に頼る日本は周回遅れです。気候変動にはワクチンも治療薬もありません。「脱炭素」は脱コロナ時代の最優先課題です。国のグリーン成長戦略は、下手をすると「公金と炭素の垂れ流し」につながります。JELFでは、地域からのコミュニティー発電事業を含めた脱炭素社会を創る事業や新たな環境ビジネスを支援してまいります。



宇検村の湯湾岳からの眺め

### 夏季休暇のお知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏季休暇とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。



#### 大阪事務所

8月13日(金)～8月16日(月)

#### 奄美支所

8月20日(金)～8月23日(月)

